

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成28年3月1日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	五味武彦君		金丸寛君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	米山昇君		内藤久歳君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	有泉善人君	総務部長	坂本太久己君
市民部長	清水春雄君	生活環境部長	長田治君
教育部長	奥野経雄君	企画財政課長	三井敏夫君
総務課長	生山勝君	人事課長	三澤宏君
市民窓口課長	佐野勝馬君	市民活動支援課長	長谷川秀明君
学校教育課長	横森貴志君	敷島・双葉学校給食センター所長	秋山和子君
スポーツ振興課長	望月映樹君	しきしま幼稚園長	長田ひろ江君
財政係長	宮本裕君	企画係長	中込広人君

総務係長	小澤 明 君	管理係長	堤 貞 治 君
契約係長	高鳥 悟 君	情報政策係長	白 神 忠 広 君
人事係長	飯沼 秀 司 君	給与係長	山 田 久 美 君
届出窓口係長	河野 晴 美 君	市民生活係長	新 津 誠 君
学事係長	日 本 修 君	保健給食係長	斉 藤 一 也 君
スポーツ推進係長	望 月 新 路 君	施設管理係長	保 坂 俊 和 君

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武 川 訓	書記	山 岡 広 司
書記	有 野 恵 里		

### 審査内容

#### 1 条例等審査

- 議案第 3 号 山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の協議の件
- 議案第 4 1 号 甲斐市行政不服審査会条例の制定の件
- 議案第 4 2 号 甲斐市法務専門職員の任用等に関する条例の制定の件
- 議案第 4 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件
- 議案第 4 4 号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件
- 議案第 4 号 甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件
- 議案第 5 号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件
- 議案第 6 号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件
- 議案第 1 8 号 甲斐市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 議案第 2 5 号 甲斐市立学校設置条例の一部改正の件

#### 2 補正予算

- 議案第 7 号 平成 2 7 年度甲斐市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 1 2 号 平成 2 7 年甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

### 3 その他

開会 午前 9時26分

○書記（山岡広司君） 改めましておはようございます。

総務教育常任委員会ということで、ご参集ご苦労さまです。

きょうの委員会につきましては、定例会初日に付託をされました議案につきましてご審議をお願いしたいと思います。

なお、きょう審議する資料なのですが、定例会の議案集と議会資料になりますけれども、今回追加で出ましたこちら、議案集両方になりますけれども、お願いしたいと思います。あと、補正予算の説明書になりますので、よろしくをお願いします。

なお、お手元にある日程表、裏面もありますので、よろしくご確認をお願いしたいと思います。

それでは、三浦委員長の挨拶をいただきまして、進行のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 29日ということで、うるう年、4年に一度の29日があったということですが、どうもうるう年の年には自然災害が大変多いというデータが残っていますので、私どもも今年度、大変心配するところがございますけれども、災害は少ないほうがいいと思います。そんなことを思いながら議員活動したいと思いますけれども、どうぞきょうはよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第3号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件ほか11議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに議案第3号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件ほか9件の条例案件等の審査から行い、その後、一般会計等補正予算歳出歳入審査の特別会計補正予算の審査の順で行います。

委員、職員の方に申し上げます。限られた時間での審査になりますので、質問、答弁、簡

潔明瞭にていただけますようご協力をお願いしたいと思います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、会派の割当人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとし行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

議案第3号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変お疲れさまでございます。

総務課から山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議につきましてご説明申し上げます。

議案集は1ページ、議会資料も1ページとなります。こちらの厚い関係の議案集と議会資料になります。

議案第3号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件でございます。

提案理由であります。山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更することに伴いまして、組合規約の変更を行うための協議につきましては、地方自治法第290条の規定に基づきまして、議会の議決を経るところでございます。

規約の変更の内容につきましては、恐れ入りますが議会資料の1ページの新旧対照表をお願い致します。

右側の旧の第3条におきまして、現在、組合の共同処理する事務は、第1号から第11号までの事務であります。左側の新の第3条中、新たに第5号として競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を加えるものでございます。

なお、この事務を共同処理する団体は、下段の別表第2の表にあります富士吉田市から始まりまして、峡北広域行政事務組合までの甲府市を除く26市町村と2つの一部事務組合の合計28団体であります。

なお、市町村総合事務組合に加入をしていない3つの事務組合もこの事務に加わることから、合計31団体が参加し、共同で事務処理を行います。

また、第3条中に新たに第5号を追加することによりまして、旧の第5号から第11号ま

でを各1号ずつ繰り下げるものでございます。

附則の第1項におきまして、施行期日につきましては、本年4月1日からでございます。

第2項では、経過措置といたしまして、平成29年4月1日以降の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務につきまして適用いたします。平成28年度中の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務は、各自治体ごとで行うものでございます。

この事務を共同化する目的でございますが、入札参加資格申請受け付け事務は、各市町村が個別に現在実施しており、この受け付け事務は1月から3月の年度末の繁忙期に行うことから、受け付けを行う各市町村と申請を行う各事業者双方にとりまして、この事務に係る負担は重いものとなっております。

その一方で、各市町村の受け付け時期や事業者に提出を求める内容はほぼ同一でありながら、提出様式や添付書類に係る基準の違いから、申請を行う事業者は複数団体へほぼ同一の内容を個別に申請している状況であります。

このような状況を改善し、各市町村の事務の負担軽減と事務経費を削減するため、共同で受け付けを事務するものでございます。

以上で山梨県市町村総合事務組合規約の変更協議の件につきまして説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第3号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第41号 甲斐市行政不服審査会条例の制定の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） ただいまはありがとうございました。

引き続き総務課からよろしく願いをいたします。

こちらで追加で配付をいたしました別冊の議案集とあわせてこちらの議会資料をお願いいたします。

それでは、議会資料の1ページをお願いいたします。

議案第41号から議案第44号までに関係する行政不服審査法の全体の概要につきまして、先にご説明申し上げます。

1の概要でございます。現行の行政不服審査法は、昭和37年に制定、施行されて以来、50年以上本格的な法改正はありませんでした。ここで、行政不服審査法に基づく行政不服審査制度とはどのようなものか説明させていただきます。

行政不服審査制度とは、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる救済制度の手続のことです。これは、国と地方公共団体に共通に適用され、国税や地方税、社会保険、生活保護など原則全ての行政分野が対象となります。また、簡易、迅速な手続により、手数料無料で国民や住民の権利、権益の救済が可能となる制度でございます。

以上が行政不服審査制度の説明であります。

また、行政不服審査法は、50年以上本格的な改正はありませんでしたが、この間、行政に対する国民意識の変化、また平成5年の行政手続法の制定や平成16年の行政事件訴訟法の改正など、関連する法律の整備、拡充が図られてきました。それらを踏まえ、公平性の向

上、使いやすさの利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しを行ったところ  
であります。

2番目の改正法の概要でございます。3点の大きなポイントがございます。1点目は、不  
服申し立て構造の見直しであります。2点目は公平性の向上、3点目は使いやすさの向上で  
あります。

この3点につきましては、2ページの改正イメージにより説明をさせていただきます。

まず、1点目の不服申し立て構造の見直しにつきましては、黒塗りのところが改正となっ  
たところであります。現行の不服申し立ての種類は、異議申し立てと審査請求の2種類から  
なっているのを、改正後では審査請求に一元化し、わかりやすくするものであります。

左側の現行において、上級行政庁がない場合は処分庁に異議申し立てをしますが、処分庁  
から説明を受ける機会が与えられないなど、審査請求と手続が異なっております。このよう  
な問題を解消するため、右側の改正後におきましては、異議申し立てをなくし、審査請求に  
一元化します。また、税金など不服申し立てが大量にあるものにつきましては、例外的に再  
調査と請求の手続を設けます。

2点目は、使いやすさの向上を図るために改正を行うものであります。審査請求をするこ  
とができる期間を現行の60日以内から3カ月以内に延長し、利便性の向上を図ります。ま  
た、あわせて迅速性の確保等であります。これは、標準審議期間の設定や焦点、証拠の事前  
整備手続の導入などにより、迅速な審理を確保します。あわせて情報の提供や公表の努力義  
務化を図り、使いやすさの向上も図ってまいります。

3ページをお願いいたします。

3点目は、公平性の向上を図るために改正を行うものであります。現行の審査請求の審理  
を扱う審査庁において、審理を行う者については法律に規定がなく、処分関係者が審理を行  
うことがあります。しかし、改正後は、審理において職員のうち処分に関与しない者、その  
者が審理員となり、両者の主張を公平に審理する審理員制度の導入を図ることとします。

また、行政不服審査会等への諮問、答申手続の新設を行います。裁決について、弁護士な  
どの有権者からなる第三者機関の行政不服審査会等が点検し、第三者の視点で審査庁の判断  
の妥当性をチェックすることにより、採決の公平性を向上させます。

さらに、審査請求人等への手続の保障の拡充を図ります。現在、審査請求人は、主張や証  
拠などの関係書類の閲覧は可能であります。今後、審査請求人は、口頭意見陳述における  
処分庁等への質問や、また提出書類の閲覧に加えてコピーが可能となります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

2番目の改正法の概要につきましては、ただいま説明したとおりでございます。

3、関係例規でございます。行政不服審査法の改正により、その審理、裁決等の方法が見直され、公平性の向上、使いやすさの向上、救済手段の拡充、拡大を図るため、関連する本市の例規整備を行います。議案として今回提案させていただく条例は、(1)の甲斐市行政不服審査会条例から(4)の甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の4つでございます。

また、行政不服審査法の改正に伴いまして、条例改正とあわせて(5)の行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備から、(10)の甲斐市水道事業管理者規程の一部改正をするものであります。

概要につきましては以上でございます。

それでは、恐れ入りますが、議案集の1ページをお願いいたします。

議案集の1ページ、議案第41号 甲斐市行政不服審査会条例の制定の件でございます。

提案理由は、行政不服審査法が本年4月から施行されることに伴いまして、行政不服審査会等への諮問手続が導入されることから、審査庁の判断の妥当性をチェックするために、行政不服審査会等の第三者機関の設置に関して定める必要があるからであります。

第1条の趣旨につきましては、行政不服審査法の規定により、事案を処理するための機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定める趣旨規定であります。

第2条の機関の名称は、甲斐市行政不服審査委員会とします。

第3条の訴訟事項は、審査会は市長の諮問に応じ、事件の調査と審査を行う答申をすることとします。

第4条、組織は、委員会は委員5人以内をもって構成します。

第5条の委員は、第1項におきまして、公平な判断をすることができ、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱します。現在、甲斐市には情報公開審査会と個人情報保護審査会がそれぞれ設置しており、4名の委員が2つの審査会の委員をそれぞれ務めております。この4名の委員は、弁護士、また県庁や市役所のOBの職員で構成されており、この4名の委員を行政不服審査会委員をお願いをする予定でございます。

第2項から第8項までは、委員の任期と委員が行ってはならない行為などを定めております。

第6条の会長の規定は、第1項において委員の互選により会長に選任する規定ございま

す。

2ページをお願いいたします。

第7条では審査会の会議の規定、第8条では秘密厳守の守秘義務を、第9条では審査会の庶務は総務課で行うということでございます。また、第10条では委任事項をそれぞれ規定したところであります。第11条の罰則では、秘密を漏らした場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金とする罰則規定は、県下全ての市町村が同じ内容の罰則を定めており、本年の2月24日に甲府地方検察庁と協議が調ったので、今議会に提案をさせていただいた次第であります。

附則第1項の施行期日は、本年4月1日からであります。

第2項では、準備行為といたしまして、審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行日前でも可能とするものであります。

第3項では、委員の任期は第5条第2項の規定により2年ですが、先ほど説明したとおり、行政不服審査会の委員は、情報公開審査会と個人情報保護審査会の4人の委員を充てる予定でありますので、両委員会の委員の現在の任期の周期にあわせ、平成29年10月16日とするところであります。

以上で行政不服審査法の概要と議案第41号 甲斐市行政不服審査会条例の制定の件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 専門的なことでなかなかわからないんですが、今回の全体のことでありますけれども、審査請求に一元化することによって、今までの条例よりも非常にわかりやすくなるというわけでありましたが、この中身について、もう一度いいですか。どういう中身なんでしょうか。くどくて申しわけないですがけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今回の改正につきましては、いわゆる国民とか市民の使いやすさの向上とか公平性ということを担保するための改正であります。

まず、大きな改正は、現行、不服申し立て制度は異議申し立てと、それから審査請求2つ

になっていたものを、今回からは審査請求に一元化するというところであります。いわゆる2つの制度を今度是一个の制度にするというところであります。また、あわせて今までは審査庁ということの中で、いわゆる審理に行うためにその行政事案に係った職員が審理員になったわけでありましてけれども、今度は公平性とか透明性を担保するために、いわゆる処分に関与していない方を審理員にするというところであります。

この審理員につきましては、先ほどもご説明いたしました、いわゆる弁護士等の法的知識を有するという方をこの審理員に委嘱をするという予定でございます。

また、あわせてその審査の結果がいわゆる妥当なものであったのかどうかということの中で、行政不服審査会という機関を設けます。この機関を設けることによりまして、市長はこの機関にその審査庁で行った審理の内容を諮問いたします。その諮問が妥当かどうかということの答申を受けるということの中で、行政不服審査会という機関を設置するというところの中で公平性を図っていくというところであります。

以上が大きな改正の内容であります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 審査会につきましては、委員が5人ということでありましてけれども、もちろん今年度の4月1日から実施ということでありまして、この行政不服審査会条例をそのまま適用して5人を選ぶと。この5人については、先ほど4人と言いましたけれども、そのほかにも1人任命するということになるのでしょうか。その対象、どんな対象なのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） まず、この委員会の組織の人数でございますが、第4条をごらんになっていただきたいと思っております。

第4条におきまして、審査会には5人以内をもって組織するというところで、最高5人になっております。この4月からは、4人の方をこの委員に委嘱をする予定でございます。その4人の方につきましては、先ほど申しましたが、甲斐市には情報公開審査委員会と、それから個人情報保護審査会の2つの審査会が設置してございます。その委員さんは、4名現在おります。そのうち1名は弁護士の先生であります。それから、1名は県職員のOBの方、それから2名は市役所の職員のOBの方ということで、合計4名の方でございます。

県庁職員とか市役所職員の方は、こちらの情報公開とか個人情報保護の関係には行政マン

としての精通しておるところから、現在委嘱をしております。その4名の方を同じ今回設置します行政不服審査条例の委員さんにするということでございます。

ですから、5人以内となっておりますけれども、一応同じ4人の方を委嘱しているという予定でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） これ3ページですかね、3ページの第5条、甲斐市法務専門職員の任用に関する条例制定の件のところですけども、第4条ですね。

○委員長（三浦進吾君） 今、まだ2ページまで。

○議員（五味武彦君） ああ、ごめんなさい、先行ってしまった。失礼しました。終わります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

よろしいですか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 行政不服審査会の公平性の向上とかいろいろここに書いてありますけれども、こういう審査会に行かなければいろいろな事案なんて、本当はこういうものは余り不服なんか出てこないほうがいいわけですよ。こういうものは、この審査会にかけるような議案が出る前の予防措置といったらおかしいですけども、そういうようなものというのはどんなふうに考えられているんですか。できるだけこういう事案が起きないことのほうがいいんですよ。条例としてはこういう整備することはいいんですけども、それ以前のそういう考え方というのはどのように考えられているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今回、新たにこの審査会を設置するという条例でございますが、現在、審査請求につきましては、過去にも甲斐市が始まって以来、3件出されております。3件出されておりますけれども、当然、行政、甲斐市が行った処分、決定等に不服が

ある方が、これに対して3件の方が申し出たと。

対応等についてでございますが、当然、窓口のほうで丁寧な説明はしているところであり  
ますけれども、どうしても納得できないということの方々に対しましては、こういう救済措  
置があるということをお示しして、提出書類等を提出していただいて、ルールにのっとった  
中で対応しているというところでございます。

今後もしいろいろとまた行政処分というか、行政が決定したことに対しまして、市民の方か  
らいろいろと質問とかございます。その中では、窓口では丁寧な説明を心がけているおと  
ころでございますが、どうしても納得できないというものにつきましては、こういう救済制度  
がありますので、こういう救済制度によってその方の意見等を聞いているというところでご  
ざいます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第41号 甲斐市行政不服審査会条例制定の件に  
ついて順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 甲斐市行政不服審査会条例制定の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第42号 甲斐市法務専門職員の任用等に関する条例の制定の件を議題といた  
します。

議案について当局より説明を求めます。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） ただいまはありがとうございました。

引き続き議案集の3ページをお願いいたします。

議案第42号 甲斐市法務専門職員の任用等に関する条例の制定の件につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、行政不服審査法が本年4月1日から施行されることに伴いまして、新たに審理員制度を導入されることから、審理員として任用する法務専門職員の任用等について整備をする必要があるからであります。

第1条の趣旨につきましては、法務専門職員の任用等に対し必要な事項を定める趣旨規定であります。

第2条の任用におきましては、市長は、審査請求が提出され審理手続を進める上で、法律的に高度の専門的な知識が必要と認めるときは法務専門職員を任用できる規定であります。

第3条の身分につきましては、法務専門職員は特別職とする規定であります。

第4条では、法務専門職員の報酬の支給と勤務時間等につきましては別に定め、第5条では、秘密厳守の守秘義務を定めるものであります。

第6条は委任事項を、第7条は秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金とする罰則規定であります。

附則におきまして、施行日は本年4月1日からとするものであります。

以上で議案第42号 甲斐市法務専門職員の任用等に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 審理員制度が導入されることから、任用する法務専門職員の任期に関してということなんですけれども、この弁護士の方というか法務専門職員というのは、今回のこの法令についてだけの仕事ということで任命されるということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） この法務専門職員の方は、あくまでも審理員という形になりますので、出されました行政不服審査、またその審理に基づくものということで、それ以外のことについてのものは審理はできません。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、確認なんですけれども、そういう不服の請求が出て審理する事案が出たときに任用すると、そのときだけ任用するということで、ふだんいる職員じゃないということですよ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） ご指摘のとおり、常にこの方を委嘱するということではありませんで、事案が生じた場合、また必要等生じた場合につきまして委嘱をしているというところがございます。その方が1件審査ということで、出されたものが完結するまでということのお願いをしております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） もう一点確認なんですけれども、先ほどの案件の行政不服審査会の中の4人の中の1人が弁護士の先生だということで、その方とはもちろん別の方ということですよ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 現在、委員の中で弁護士の先生が入っておりますが、その弁護士の先生がこの審理員を兼ねてしまうとちょっとおかしな形になりますから、審理員の方とは別の弁護士の先生を考えております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） もう一点なんですけれども、先ほどの資料の3ページの改正後のこの図の中にある審理員と書いてあるのが多分、今回のその委嘱する方だと思っておりますけれども、

その審理員というのは、今回任用をするその弁護士の先生1人だけということですか。それとも、審理員は何人かいて、そのうちの1人がこの弁護士の先生なのか、その辺を教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 高度な法的知識を有するという形の中で、当然、報酬とも絡んでまいりますので、一応1件につき1人の弁護士の先生という形のものと考えております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、何回も。そうすると、その案件に対して、たった1人の弁護士の方の意見でいろいろなものが決まってしまうというのはちょっと危険な気がするんですけども、その辺はいかかですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 審理員の方につきましては、今言った形の中で1人の弁護士の先生という形になってまいります。その結果につきましては、市長が、行政不服審査会という別組織がございますので、そちらのほうに諮問いたしまして、その下した決定が妥当かどうかというものの諮問を行います。また、行政不服審査会のほうでは、その結果を市長に答申をいたします。ですから、そういう形の中でチェック機関が存在しますので、そういうことはなかろうかというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、先ほどは失礼いたしました。

第4条になります、法務専門職員の報酬及び費用弁済と、この支給というふうなことです。

が、実際これは議案が出たところで発生すると思うんですけども、1日当たりどのくらいというふうな、何か給料表というかそういうものはお考えなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） この関係につきましては、山梨県の中の町村会が、それに加えて市も入るものがありますけれども、その中に一応どのような形でこの審理員の弁護士の先生をお願いするかというところを協議してまいりました。その中で、一応、柳町法律事務所というところがございます、そちらの今、弁護士の先生が五、六名ですかね、いらっしゃるということの中で、そちらのところを一応窓口にしたいというふうな感覚を持っております。

その中で、その弁護士の先生方といろいろ協議をする中で、一応、1件審査ということで出されたものが完結するまでという形になります。そういったしますと、一応1件審査ということの中で30万円ほどを見込んでおります。ですから、事案が出されて、この審理員の弁護士の方に委託をすれば、最後まで完結するまでという形になりますけれども、一応1件審査で完結するまで30万という報酬を見込んでおります。その審理が出されなければ、これは不用となるわけでありまして、一応、新年度予算に30万円ほど計上させていただいたところであります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） もう一つ、審理員という、一般の役所をおやめになった方とかという方々が担当されるということなんですけれども、その方に対しての費用弁済とか、そういったものはどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） そちらのほうにつきましては、行政不服審査会のほうの委員さんという形になりまして、一応、委員長は現在、弁護士の先生がなっております。回数制でございますが、1回につき1万5,000円、それから委員の方は3名おりますので、1回につき3,000円ということの中で、これは一応回数制になっています。情報公開、それから個人情報、全く同じ形のものを考えております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 私も認識不足であれだけども、市は顧問弁護士というのは設定されているんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 甲斐市単独で顧問弁護士を委託していることはございません。町村会という組織がございまして、その中で顧問弁護士の先生を共通で委託というかお願いしているということの中で、年間負担金を払っております。そのような形の中で対応しております。ですから、甲斐市独自の委託をする顧問弁護士の先生はいらっしゃいません。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） そうすると、不服審査関係の審査会の委員の中にも弁護士さんがいる、今度の法務専門職のところにも弁護士さんをつける、その方たちは共同の顧問弁護士の方とはまるっきり別の方ということになるという形ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 審理員になる顧問弁護士の先生と、それから行政不服審査委員会のほうの弁護士の先生とは、当然同じ方になることはできませんので、別の方がなります。ただ、その辺の中で、行政とかそういう専門性が高い分野の知識を得ている先生でないとならないので、そこが若干難しいところがあるかと思えますけれども、人選等につきましては、その町村会を通じる中で人選を進めていくという状況であります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第42号 甲斐市法務専門職員の任用等に関する条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 甲斐市法務専門職員の任用等に関する条例の制定の件を採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

議案第43号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

議案について当局よりご説明をお願いします。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） ただいまはありがとうございました。

続きまして、議案集の5ページをお願いいたします。

議案第43号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、行政不服審査法がこの4月1日から施行されることに伴いまして、改正を必要とする本市の5つの条例を一括で集合的に改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議会資料の4ページからの新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

新旧対照表のほうで第1条でございます。第1条は、甲斐市行政手続条例の一部改正を行うものでありまして、第19条第2項第4号中の「ことのある」を削る改正であります。

5ページをお願いいたします。

第2条は、甲斐市情報公開条例の一部を改正を行うものでありまして、不服申し立ての手続を審査請求に一元化することにより、目次の第3章の「不服申し立て等」を「審査請求等」に、また第3章の証明の「不服申し立て等」を「審査請求等」にそれぞれ改めるものがあります。

また、第19条では、審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定め、第20条では、改正された行政不服審査法に基づく審査会への諮問について定めたものであります。

6 ページをお願いいたします。

第21条では、不服申し立ての手続を審査請求に一元化することから、「決定」を「裁決」に改正するものであります。

7 ページをお願いいたします。

第22条では、第19条を新たに第20条第1項とする改正を行います。

第23条第1項及び第4項、また第24条では、不服申し立ての手続を審査請求に一元化することから、それぞれ必要な改正を行うものであります。

第25条では、従来、提出資料は閲覧できる規定でありましたが、今後は提出資料の写しを審査請求人に送付または閲覧できることになりました。

8 ページをお願いいたします。

第3項では、審査会は、必要がある場合には審査請求人の意見を聞かなければならないことも規定をいたしました。

第27条につきましては、不服申し立ての手続を審査請求に一元化することによる改正であります。

9 ページをお願いいたします。

第3条では、甲斐市個人情報保護条例の一部改正を行うものであります。

9 ページから15 ページまでの改正内容は、ただいま説明をいたしました第2条の甲斐市情報公開条例と同じ改正内容となりますので、説明は割愛をさせていただきます。

恐れ入りますが、15 ページをお願いいたします。

下段にあります第4条、甲斐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。第5条第2号は、不服申し立ての手続を審査請求に一元化することによる改正となります。

16 ページをお願いいたします。

第5条は、甲斐市手数料条例の一部改正を行うものであります。第5条の2におきまして、審査請求人等が経済的困難により手数料を納付することが困難と認めるときは、2,000円を限度として手数料を減額または免除することができる規定を新たに定めたところであります。

17条の別表の61号から63号の手数料は審理員に、18ページの64号から66号の手数料は甲斐市行政不服審査会に、また67号から72号までの手数料は選挙管理委員会に、減額または免除を求める場合につきましては、それぞれ先ほどの機関にそれぞれの書面を提出しなければならない旨の規定であります。

以上をもちまして、議案第43号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今のご説明いただいたところは、ちょっと難しくてあれなんですけれども、大体そのとおりなんだろうと思います。ちょっと申しわけないんですが、先ほど過去に3件ほどあったというお話でしたよね。それちょっと簡単でいいんですけども、どういったことが不服として甲斐市の場合はあったかというのを、ちょっと簡単に説明してもらってもいいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 過去に合併以来、3件の異議申し立てが出されました。当然、甲斐市が下した処分に対しまして不服があるということで、窓口で丁寧な説明をしたところでもありますけれども、納得いただけなくてこの制度を使ったというところがございます。

まず、1つにつきましては、平成19年度分の固定資産税の賦課処分についてというところで出されました。

それから、2点目は住民票異動届、いわゆる転出に関するものの不受理ということで出されました。これにつきましては、上級庁は山梨県でありますので、山梨県の裁決をいただいたところであります。

また、3点目は軽自動車税の課税ということにつきましての不服申し立てが出されました。

以上3件につきまして出されましたけれども、いずれも3件につきまして棄却ということの中で説明をさせていただきますので、納得していただいたというところであります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第43号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

次に、議案第44号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） ただいまはありがとうございました。

最後になりますけれども、引き続き議案集の13ページをお願いいたします。

議案第44号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、今までの条例制定や一部改正と同じく、行政不服審査法が本年4月1日から施行されることに伴います条例の改正となります。

改正内容につきましては、議会資料の21ページの新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

第4条第2項第1号では、住所のほかに居所を加え、また第2号では、審査の申し出に係

る処分の内容を新たに加える改正であります。また、第3項では居所を加え、また行政不服審査法施行例に規定する書面に改正をするところであります。第6項では、審査申し出人がその資格を失ったときは、書面で委員会に届け出をしなければならない規定を新たに加えたところあります。

第6条第2項では、書面審理において、インターネットなどの情報処理システムを使って弁明がされたときでも、弁明書が提出されたものとみなすことを新たに追加し、利便性の向上を図ったところあります。

22ページをお願いいたします。

第3項ではただし書きを削除し、第5項では反論書が提出されたときは市長に送付をしなければならない規定を追加いたしました。

第10条の手数料の額、また23ページの第11条の手数料の減免につきましては、先ほど説明いたしました甲斐市手数料条例の改正と同じ改正内容となります。

第13条の決定書の作成では、第1号の主文から24ページの第4号の理由までを記載することを規定したところあります。

施行日につきましては、本年4月1日からとなります。

以上で議案第44号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほども質問がありましたけれども、26年、27年度の固定資産税の評価に対する審査請求、それなんかは何件くらいあって、どういう内容なのか、もしわかる範囲で結構でございます、よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 固定資産評価審議会に出されたものにつきましては、26、27年度、今現在でありますけれども、提出はございませんでした。当然、質問等はあつたりでありますけれども、担当する税務課のほうで丁寧な説明ということの中で納得したというところでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第44号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 甲斐市固定資産評価審査委員会条例一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

10時半再開といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時31分

○委員長（三浦進吾君） それでは、会議を再開いたします。

議案第25号 甲斐市立学校設置条例の一部改正の……

〔発言する者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 失礼しました。

議案第4号 甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件について当局より説明を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こんにちは。

それでは、議案第4号 甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

初めに、条例改正が必要となりました平成27年度人事院勧告等に伴う甲斐市の給与改定等の概要につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会資料31ページをごらんください。

趣旨でありますけれども、平成27年8月の人事院勧告、同年10月の山梨県人事委員会の勧告によりまして、月例給は平均0.4%の俸給表水準の引き上げと、特別給は0.1月分の引き上げ等の勧告がありまして、本市におきましても、山梨県人事委員会の勧告に準じまして、関係する条例を改正して対応するものであります。

改定の内容につきましては、①としまして、月例給の改定として給料表を平均0.4%引き上げます。②期末勤勉手当の改定として、年間支給額を0.1月引き上げます。

表をごらんください。

一番上が一般職になります。平成27年度の適用としまして、12月期の勤勉手当支給率を0.1月引き上げ、改正前の0.75から0.85としています。

なお、28年度以降につきましては、6月は0.8、12月も0.8とそれぞれ改正前から0.05の増としております。

その下の特別職につきましては、平成27年度の適用としまして、12月期の期末勤勉手当支給率を0.1月引き上げ、改正前の2.10から2.20としています。

なお、28年度以降は、6月期は2.00、12月期は2.15とそれぞれ改正前から0.05の増としております。

市議会議員につきましては、平成27年度適用としまして、12月期の期末手当支給率を0.1月引き上げ、改正前の1.625から1.725としています。

なお、28年度以降は、6月期は1.525、12月期は1.675とそれぞれ改正前から0.05の増としております。

それでは、甲斐市定例会市議会議案の3ページをお開きください。議案の3ページをお願いいたします。

提案の理由につきましては、特別職及び一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、期末手当の支給率を改定する必要があることから提案したものであります。

新旧対照表によりご説明させていただきますので、定例会市議会資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

まず、2ページのほうですけれども、表の右側、旧でありますけれども、6条第2項におきまして、期末手当の額は議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額に6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に基準日以前の在職の期間に応じた割合を乗じて得た額となっております。

表の左側、新のほうにアンダーラインのところですが、ここを100分の162.5から100分の172.5と0.1の増となります。

3ページのほうをお願いいたします。

こちらのほうのまず右側の表ですけれども、旧のところですが、第6条第2項では、期末手当の額は議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額に6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に基準日以前の在職の期間に応じた割合を乗じて得た額となっております。

表の左側の新のアンダーラインのところは、100分の162.5から100分の172.5と0.1の増となっております。こちらのほうでこのように、先ほどご説明した0.1をまずは12月、今年度27年度は上げまして、そして28年度につきましては、それぞれ改正前のものから0.05の平準化した変更としております。

それでは、甲斐市定例会市議会議案の3ページのほうにお戻りください。

まず、第1条でありますけれども、こちらのほうの27年度の改正としまして、12月期を100分の162.5、1.625ですけれども、こちらのほうを1.725に0.1の増としております。

第2条におきましては、平成28年4月からは、6月を1.475を1.525に、12月を1.725から1.675へと改正しまして、従前と比べると0.05ずつそれぞれ増としているものであります。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行しまして、27年12月1日から適用をしています。ただし、第2条のものにつきましては、28年の4月1日から施行することと

なります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成27年12月からの適用の議員報酬であります。全体ではどのくらいの金額になるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 全体で88万9,200円になります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ただし、第2条の規定は平成28年4月1日ですけれども、これも金額的には同額ということでよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらのほうは28年から支給される割合でありますけれども、今と金額が変わらない予定ですので、変更はありません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第4号 甲斐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第4号 甲斐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正の件について討論を行います。

本条例は、特別職及び一般職の国家公務員の給与改定に伴い、期末手当の支給率を改定させるための条例であります。改定の内容は先ほどもお聞きしましたが、平成27年度の期末手当を3.1カ月を3.2カ月に、平成28年度以降の期末手当も同様に3.2カ月に0.1カ月引き上げる改定であります。一般職員の給与は、全国県の類似団体の平均より公務員給与の水準を示すラスパイレス指数がいずれも低い状況にあり、引き上げは当然かと思えます。

しかし、議員報酬の引き上げについては、現在の経済状況を見るに、消費税の引き上げ等による物価の値上がり、一方、また実質賃金は4年連続のマイナスという状況で、市民の生活は大変厳しい状況にあるというわけであります。

こうした状況下では、市民感情から議員の報酬引き上げというのは控えるべきではないのかな、こんなふうに思います。

以上、反対討論といたします。

○委員長（三浦進吾君） 反対討論ございました。

次に、本案に対する賛成の発言がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論は終わります。

これより議案第4号 甲斐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第5号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局より説明をお願いいたします。

三澤人事課長。

○人事課長（三澤 宏君） それでは、議案の5ページをごらんください。

議案第5号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

提案の理由につきましては、先ほどと同様でありまして、特別職及び一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、期末手当の支給率を改定する必要があることから提案したものであります。

初めに、先ほどの定例市議会資料31ページをもう一度ごらんください。

特別職につきましては、平成27年度の適用をしまして、12月の期末手当支給率を2.20に改正しまして、平成28年度は支給率を6月期を2.00、12月期を2.15に変更します。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議会資料4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、4ページの表の右側でありますけれども、こちらのほうのアンダーラインの部分、100分の210というのは、新のほうのところで100分の220という形に改正となります。

5ページのほうをお願いします。

表の右側、旧のアンダーライン、6月の100分の195、12月の100分の220は今回の改正後のものとなりますけれども、28年4月からは表の左側の新としまして、6月は100分の200、12月は100分の215に変更となります。

市議会議案の5ページのほうをごらんください。

附則ですけれども、この条例は公布の日から施行しまして、平成27年12月1日にさかのぼりまして適用します。ただし、第2条は平成28年4月1日から施行することとなります。

説明は以上となります。ご審議をよろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほども質問しましたがけれども、特別職の平成27年度の適用、期末手当については、具体的な金額はどのくらいになるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらのほう、市長、特別職の合計で23万2,200円となります。

○委員長（三浦進吾君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 市長ほか2名の特別職で合計が23万2,200円となります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第5号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより議案第5号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それではご異議ありますので、起立により採決を行います。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第6号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） それでは議案の7ページをごらんください。

議案第6号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

提案の理由につきましては、17ページのほうをごらんください。

特別職及び一般職の国会公務員の給与改定等に鑑み、給料月額初任給調整手当の額及び勤  
勉手当の支給率を改定する必要がある、また、地方公務員法の改定に伴い、職員の職務を給  
料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる給料表別分類を給与条例で規定する必要が  
あることから提案したものであります。

定例市議会資料の31ページをごらんください。

先ほどもご説明しましたが、一般職の平成27年の適用としまして、12月期の勤勉  
手当支給率を改正前の0.75から0.85に変更し、28年度以降は支給率の6月期を0.80に、12  
月期を0.80に変更します。

それでは、新旧対照表により説明しますので、議会資料の6ページをお願いいたします。

一般職は、まず初任給調整手当の改正となります。これは平成27年度の人事院勧告等によ  
る改正であります。本市においての実際の該当というのはありません。第9条の2第1  
項第1号では医師及び歯科医師の初任給調整手当額を現在の月額41万2,200円を41万3,300  
円に増額し、同項第2号におきましては、医学または歯学に関する知識を必要とする職の現  
在の月額5万300円を5万500円に増額するものであります。

次に、勤勉手当になりますけれども、17条の4第2項第1号、7ページのほうになります。  
勤勉手当の支給率を100分の75から100分の85に、7級の部長級は100分の95から100分  
の105に改正となります。再任用職員は100分の35から100分の42、本市の再任用で特別幹部  
の適用はありませんが、100分の45から100分の50に改正となります。

給料表水準の引き上げによりまして、第4条第2項の給料表、別表第1の行政職給料表、  
別表第1の2の看護、保健職給料表が改正となるものでありまして、12ページから20ペー  
ジのとおりとなります。

恐れ入りますが、議案の7ページのほうをもう一度ごらんください。

ここまでが第1条の改正内容となりまして、第9条の2、第17条の4、別表1及び第1  
の2の改正となります。

議案の15ページをお願いいたします。

第2条の改正内容となります。こちらのほうにつきましても、新旧対照表のほうで説明し

ますので、議会資料の7ページのほうをお願いいたします。

こちらの第2条の下のほうになります。給料表第4条第1項の「職務の名称は規則で定める」を「職務の内容は別表第1及び別表第1の2のとおりとする」に改正します。

9ページの新しい表のほうをごらんください。

別表第1（第4条関係）につきましては、従前、これは規則で定めておりましたけれども、条例で定める必要が生じたことから、実情に合った形態としまして条例で定めるものでありまして、2月の常任委員会におきましても説明させていただきましたが、再度、説明させていただきます。

変更となりましたのは、まずは5級、1の係長の職務、3、出先機関の長の職務を追加しております。出先機関の長とは、5級の児童館長、保育園長が該当します。

次に、6級でありますけれども、支所長及び図書館長を削除しまして、1、会計管理者、2、指導官、5、困難な業務を行う出先機関の長の職務を追加しております。困難な業務を行う出先機関の長としましては、支所長、図書館長、給食センター長、6級の保育園長が該当します。

次に、7級でありますけれども、会計管理者、支所長、教育部長を削除しまして、こちらのほうは追加はありません。

なお、看護、保健職につきましては変更はございません。

資料の7ページのほうにお戻りください。

続きまして、第4条第2項、別表第1及び別表第1の2は、先ほどの表が新たに追加されたために従前の表が別表第2及び別表第2の2と変更するもので、10ページ、11ページのとおりとなります。

次に、8ページのほうをお願いいたします。

こちらのほうの第17条の3第2項におきましては、「行政不服審査法第14条または第45号に規定する」というものを「行政不服審査法第18条第1項本文に規定する」という変更になりましたが、これは法律の改正によりまして引用する条文が変更となったものであります。ちなみにこちらのほうの改正によりまして、従前は60日という規定が3カ年というように変わっております。

続きまして、勤勉手当、第17条の4第2項第1号の改正であります。

9ページをお願いいたします。

勤勉手当支給率を100分の85を100分の80に、7級の部長職は100分の105から100分の100

に、平成28年4月1日から改正とします。再任用職員につきましては、100分の40から100分の37.5、特定幹部職員は100分の50から100分の47.5となっています。この改正につきましても、平成28年4月1日から施行となります。

議案の16ページをお願いいたします。

附則の施行期日等になります。第1項は、条例は公布の日から施行します。ただし、第2条、行政職給料表別基準職表です、あと行政不服審査法の関係、また28年度以降の勤勉手当支給率の分につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項につきましては、初任給調整手当、職員の給料表の改正につきましては、平成27年4月1日にさかのぼり適用するというものであります。

第3項につきましては、施行日の前日までに給料表の号給が変わった場合の適用について、第4項につきましては、施行日から平成28年3月31日までに給料表の号給が変わった場合の適用について定めております。

第5項は、改正前の規定により支給したものは内払とし、差額の部分を支給するというものであります。

条例の改正につきましては以上となりますが、議会資料の21ページをお願いいたします。

こちらのほうは、技能労務職員の給料表は規則で定めていますことから、給料表を21ページから25ページのとおり改正するものであります。

なお、26ページから30ページまでは新旧対照表となります。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） また同じ質問をさせてもらいますが、職員の皆さんはこの給料を引き上げた場合の金額ですが、平成27年度についてはどのくらいの金額になるのかお尋ねいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

山田係長。

○給与係長（山田久美君） 一般職に関しましては、2,609万7,800円となります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 2,600、9,000、7,000円。

○給与係長（山田久美君） 9万7,000円。

○委員（樋泉明広君） 9万7,000円ならオーケー。失礼しました。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 資料の中で32ページの裏のほうに平成27年度2月補正予算の人員費の明細表がありますが、これと若干食い違いが出ているようですが、この辺は差はどうなっているのでしょうか。ちょっと教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらの表につきましては、先ほどの特別職が加算されますので、入っていますので、先ほどの23万とこちらのほうに足していただくと、再任用を含めまして2,633万円となります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 15ページに行政職の給料表の基準職務表とありますけれども、ここに1級とか2級とかとありまして、1級の主事の職務とありますけれども、この主事は高卒と短大卒と大卒の場合に、号給の格付はどこへ、何号になるのか、初任給で。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

山田係長。

○給与係長（山田久美君） 一般職の大学卒業が1級の25号給に該当します。中級が1級の15号に該当します。

以上です。

〔発言する者あり〕

○給与係長（山田久美君） 短大卒が1級の15号、大卒が1級の25号になります。

〔発言する者あり〕

○給与係長（山田久美君） 高卒が1級の11号給になります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） あと、2級と3級がありまして、主任とか主査の職務がありますけれども、はっきりは決まっていないと思いますけれども、大体何年ぐらいたったら主任になれて、何年ぐらいたったら主査になれるという、そんなふうな基準はないと思いますけれども、おおよそどのくらいかかるんですか、主任になるのに。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） 主任になるには5年、それから主査になるにも5年の年数が必要になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 9ページの中段にある6級の部分だけでも、先ほどの説明で5番目、困難な業務を行う出先機関の長ということで、これ追加になったということなんだけれども、この困難な業務というのは何をもちいて困難な業務と見るのかという、その辺があれなんだけれども、どういうふうな観点で困難な業務という。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） 困難な業務を行う出先機関の長の職務でございますが、こちらにつきましては、管理職、課長の昇任試験を合格した職員がこちらの6級の困難な業務を行う出先機関の長の職務となります。

以上です。

[発言する者あり]

○委員長（三浦進吾君） 飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） 主に支所長、それから図書館長、それから保育園長と課長と同等職の職というふうな位置づけでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 非常に困難な業務という表現というかあれですけども、こちらのほう、やはり6級の課長、またこの職務についての場合、その責任の重さというのは生じてきますので、そうはいつでも保育園長が、じゃ、6級の園長とどう違うのかというところがあると思いますけれども、やはり6級になったその給料というか、それなりの権限というか重さが出てくると考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） まあね、これ困難な業務と表現するその理由として、今伺ったんですけども、そんなこと言い出すと、職員だっているいろいろな局面でみんな困難になってしまうわけですよね。そういうことを考えると、こういう紛らわしい文言は外したほうがすっきりしていていいと思うんですよ。その点、今後ちょっと考えていただいてやったほうがいいと思いますよ。

それから、これそういうことで、困難な業務ということになれば、当然それに対する困難なものをやるんだから、職の責任において少しは待遇、給料のそういう面もプラスされるのかという、その辺も関係してくるわけですよね。そういうことはないですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） こちらが職務の級ですので、給料表が1級から7級までございまして、6級が課長級の給料表、それから7級が部長級の給料表ということですので、当然、5級は係長級の給料表ですので、給料も違います。また、管理職手当につきましても金額の相違がございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第6号 甲斐市職員給与条例一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより議案第6号 甲斐市職員給与条例一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は議案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

次に、議案第18号 甲斐市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正の件について議題といたします。

議案について当局より説明を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） それでは、議案第18号 甲斐市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議案の67ページと、あと新旧対照表がございます。こちらのほうは資料の33ページとなります。あわせてごらんください。

提案の理由につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部改正があり、平成28年4月1日から施行されるため、所要の改正を行う必要があることから提案したものであります。

新旧対照表のほうですけれども、表の右側、旧となりますけれども、第1条、アンダーラインの部分からですけれども、農業委員会等に関する法律第29条第4項の規定に基づき、費用弁償を支払うこととなりますけれども、法の改正により引用条文が表の左側、新しいアンダーラインの部分ですけれども、新のアンダーラインの部分、第35条第4項の規定と変更になります。こちらのほう、証人等来ていただいたときに費用弁償を払うというものでございます。

この附則につきましては、この条例は28年4月1日から施行します。

簡単ではありますが、説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なしと、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第18号 甲斐市証人等費用弁償に関する条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより議案第18号 甲斐市証人等費用弁償に関する条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

議案第25号 甲斐市立学校設置条例の一部改正の件について議題といたします。

議案について当局より説明を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第25号 甲斐市立学校設置条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

議案集につきましては、85ページに改正文等がございます。市議会資料につきましては、50ページに新旧対照表がございますので、議案は85ページを、資料は50ページをお開き願ひいます。

まず、本議案の提案理由でございますが、議案85ページをごらんください。

平成27年度末に敷島幼稚園を閉園することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本定例会に条例案を提出するものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明申し上げますので、市議会資料の50ページをお願ひいたします。

新旧対照表の右側の旧に改正前の条文が記載されております。改正内容でございますが、第1条、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条及び第1項の規定に基づき、本市に幼稚園、小学校及び中学校（以下学校という）を設置するの文中、アンダーラインが引いてあります「幼稚園、」を削除いたします。

次に、附則第2項の経過措置の中でございますが、文中の下から3行目になりますが、アンダーラインが引いてあります「幼稚園、」を削除いたします。

次に、別表（第2条関係）であります。アンダーラインが引いてあります「幼稚園の部」を削除いたします。

次に、議案集の85ページをお願ひいたします。

附則のご説明を申し上げます。附則の第1項では、施行期日につきましては、本年の4月1日から施行すると規定し、第2項では、甲斐市立幼稚園授業料条例を廃止することを規定し、一部改正とあわせて行います。

以上で議案第25号 甲斐市立学校設置条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第25号 甲斐市立学校設置条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより議案第25号 甲斐市立学校設置条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

じゃ、25分まで休憩とります。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

次に、分割付託されました議案第7号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、

質疑を行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。委員の発言は一問一答方式で簡明にお願いいたします。

まず、歳出から説明を受け、審査を行います。

まず初めに、人件費について一括説明を求めます。

三澤人事課長。

○人事課長（三澤 宏君） こんにちは。

先ほど条例の改正の際に説明しました昇格の運用基準、基本的な運用基準におきまして誤りがありましたので、先に訂正させていただきたいと思います。

主事から主任のほうにかわる際には、大学卒で3年以上、また主任から主査にかわりますのは4年以上、その上の副主幹のほうは4年以上になります。大変申しわけありませんでした。

それでは、人事課から今回の定例会に提案します人件費の補正につきましてご説明申し上げます。

総務教育常任委員会に関係します議案につきましては、第7号 一般会計補正予算となります。平成27年度人事院勧告等に伴う甲斐市の給与改定等の概要につきましては、条例改正の際にご説明させていただきましたので割愛させていただきたいと思いますが、人件費の増額補正は、全てこの改定によるものであります。

初めに、定例市議会資料の32ページをお願いします。

こちらのほう、2月補正予算の人件費明細表となります。表につきましては、正職員と再任用職員に分かれまして、正職員は一般会計から水道会計までの会計ごとに記載をしております。正職員数は441人、補正額は2,618万8,000円であります。再任用職員は12人、補正額は14万2,000円でありまして、正職員と再任用職員と合わせた補正合計額は2,633万円となります。

それでは、平成27年度補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の001議会事務局職員費21万1,000円の増額につきましては、職員4人の給料、職員手当、共済費等の人事院勧告等による補正となります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の001総務管理関係職員費511万

1,000円の増額につきましては、職員81人の給料等になります。次に、7目支所及び出張所費の003敷島支所関係職員費97万6,000円の増額につきましては、職員18人の給料等になります。005双葉支所関係職員費62万2,000円の増額につきましては、職員13人の給料等になります。

続きまして、16ページ、17ページをお願いします。

2項徴税费、1目税務総務費の001税務関係職員費168万5,000円の増額につきましては、職員28人の給料等になります。次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の001戸籍住民関係職員費76万5,000円の増額につきましては、職員15人の給料等になります。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

6項監査委員費、2目監査委員事務局費の001監査委員事務局職員費10万3,000円の増額につきましては、職員2人の給料等になります。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の001教育管理関係職員費103万円の増額につきましては、職員19人の給料等になります。

次に、30ページ、31ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費の001小学校関係職員費16万円の増額につきましては、職員3人の給料等になります。次に、3項中学校費、1目学校管理費の001中学校関係職員費19万7,000円の増額につきましては、職員4人の給料等になります。次に、4項学校給食費、1目給食センター費の001給食センター関係職員費15万3,000円の増額につきましては、職員3人の給料等になります。

続きまして、32ページ、33ページをお願いします。

5項幼稚園費、1目幼稚園費の001幼稚園関係職員費18万1,000円の増額につきましては、職員3人の給料等になります。次に、6項社会教育費、1目社会教育総務費の001社会教育関係職員費38万1,000円の増額につきましては、職員7人の給料等になります。次に、2目公民館費の001公民館関係職員費14万4,000円の増額につきましては、職員3人の給料等になります。次に、5目図書館費の001図書館関係職員費43万9,000円の増額につきましては、職員9人の給料等になります。

続きまして、34ページ、35ページをお願いします。

7項保健体育費、1目保健体育総務費の001保健体育関係職員費46万1,000円の増額につ

きましては、職員8人の給料等になります。

人事院勧告等の給与改定等に伴います総務教育常任委員会関係の人件費の補正につきましての説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで人件費の審査を終了いたします。

次に、第1款議会費、第1項議会費について事務局の説明を求めます。

武川議会事務局長。

○議会事務局長（武川 訓君） それでは、議会事務局関係の補正につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費807万6,000円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、職員の人件費の増額、議員辞職によります報酬等の減額であります。

まず、001の議会事務職員費21万1,000円につきましては、先ほど人事課長のほうから説明があったとおりでございます。010議員報酬728万7,000円の減額につきましては、議員辞職に伴います報酬、共済費等の減額となっております。015の議会広報事業100万円の減額につきましては、議会広報のページ数の減少に伴う減額となっております。

次に、補正予算説明書の18ページをお願いします。

中段になります。2款総務費、6項監査委員費、2目監査委員事務局費10万3,000円の増額につきましては、先ほどの人事課の説明のとおりでございます。

以上、議会費、監査委員費の説明となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと細かいことすみません、015の議会広報事業で100万円減ということですが、予定より何ページぐらい減ったんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） ページ数についてですけれども、当初予算24ページを予定しておりましたが、平均で19ページということで、5ページの減額ということで100万円の減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） もう一つ、この発注金額というんですか、これの差というのはなかったんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） すみませんでした。うちで見たのが1ページ1.7円が1.68円ということで、0.02低くなりました。その差額も入っております。

以上です。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第1款議会費、第1項議会費の審査を終了いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費及び4項選挙費について一括して説明を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 総務課からご説明させていただきます。よろしくお願いをいたします。

補正予算説明書の14ページ、15ページの下段にあります2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費につきましては、250万円の財源更正を行うものであります。財源充当といたしまして、国庫支出金を250万円増額し、同額の一般財源を減額する内容でございます。

国庫支出金につきましては、恐れ入りますが歳入の8ページ、9ページをお願いいたします。補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いします。

上段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の説明欄にありますシステム改修事業費補助金250万円を歳入とし、情報管理費に充当するものでございます。システム改修事業の内容は、介護保険法の改正に伴いましてシステムの改修を行うものであります。

続きまして、補正予算説明書16、17ページをお願いいたします。

一番下段の2款総務費、4項選挙費、7目県議会議員選挙費でございます。昨年4月3日告示、4月12日の投開票の県議会議員選挙につきまして、執行経費が確定したことに伴います減額補正であります。甲斐市選挙区におきましては、立候補者6人、そのうち当選者が3人で、投票率は48.63%でありました。

補正前の額1,665万7,000円から124万9,000円を減額いたしまして、1,540万8,000円の予算額とするものでございます。補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金69万4,000円の減額につきましては、県支出金の県議会議員選挙費委託金でございます。

002県議会議員選挙執行事業124万9,000円の減額につきましては、選挙の執行に伴います執行予算の確定によりまして、差金を減額するものでございます。

節ごとの補正内容を説明させていただきます。

1節報酬につきましては、不在者投票外部立会人報酬6,000円を、3節職員手当につきましては、投開票事務従事者手当24万円をそれぞれ減額するものでございます。

18、19ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、期日前投票の臨時職員に賃金4万9,000円を、8節報償につきましては、ポスター掲示場設置場所謝礼1,000円をそれぞれ減額するものでございます。11節需用費の41万1,000円の減額内容につきましては、選挙事務消耗品や投票所の暖房灯油代などがございます。12節役務費の37万3,000円の減額内容は、投票所入場券郵便料や投票用紙交付機の選挙機器の点検料などがございます。13節委託料は、ポスター掲示場設置委託

料1万8,000円を、14節使用料及び賃借料は、コピー機と投票所暖房機器のリース料12万7,000円を、また、18節備品購入費は、開票システム費用2万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上で総務課の2月の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費及び4項選挙費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について説明を求めます。

佐野市民窓口課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） お疲れさまでございます。

市民窓口課の補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

上から3段目になりますが、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1,318万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、1,241万9,000円が国庫補助金で、76万5,000円が一般財源でございます。

内容につきましては、まず001戸籍住民関係職員費76万5,000円につきましては、先ほど人事課から説明がありましたとおりでございます。

次に、010住基印鑑登録事務費は、19節負担金補助及び交付金1,241万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、マイナンバーカードの作成、発送等を委託しております地方公共団体情報システム機構に対する負担金でございます。本年1月20日に国の平成27年度の補正予算が成立したことに伴いまして、全国各市町村の交付金額が再算定されました。その結果、甲斐市の人口割で算出された額の増額分でございます。補正後の負担金の総額は3,819万8,000円となります。

以上が市民窓口課の補正予算の内容でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 現在のマイナンバーの状況はどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） マイナンバーの交付状況でございますが、2月29日現在でございます、申請者数は3,947名です。それから、甲斐市のほうに既に送られてきているカードが2,576枚、それから、とりに来ていただくように通知を発送した件数が991通でございます。そのうち窓口で既に交付した数が660件でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 予定していた状況とはどうなんでしょうか。こんなものと思っていたのか、それとも少ないのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 当初は住基カードの発行枚数が大体4,200くらいでしたので、

当初はほとんど同じくらいじゃないかといふふうに予想しておりました。これからはふえる可能性が大だと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、今、通知を発送した市役所にとりに来る、発送したものですけれども、その件数が991件とありますよね。それはいつまでに申請をした場合のあれなんですか。そういうあれはわかるんですか。昨年本人が申請していますよね。それがいつまでに申請した人たちがこの991件になっているのかということはわかるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

河野係長。

○届出窓口係長（河野晴美君） 窓口の状況があるので、順次呼び出しをさせていただいているんですけれども、今現在大体11月末ぐらいまでに申請をされた方を呼び出しているような状況でございます。

以上です。

○委員（山本今朝雄君） はい、わかりました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費の審査を終了いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目交通安全防犯対策費及び第3款第1項社会福祉費、第4目地域改善対策費について一括して説明を求めます。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） お疲れさまでございます。

市民活動支援課より2月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

ページの一番上、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目交通安全防犯対策費でございます。014防犯対策推進事業につきまして、155万円の増額をお願いするものでございます。

この内容でございますけれども、自治会に対しまして防犯灯維持管理補助金として電気料金、修繕費等に対する補助を例年行っておりますが、不足分の増額でございます。

まず、電気料金につきましては、対象経費の3分の2を補助しておりますが、当初予算で1,800万円を予算計上させていただきましたけれども、110万円ほど不足が生じる見込みでございます。

また、修繕費につきましては、故障、電球の交換、あるいは器具等の設備一式交換等、これら修繕費の2分の1を補助しておりますが、当初予算で380万円を予算計上させていただきましたけれども、45万円ほど不足が生じる見込みでございます。

したがって、電気料金の補助が110万円、修繕費の補助が45万円、合わせまして155万円の増額をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

ページの下の方になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目地域改善対策費でございます。002住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金につきまして、14万1,000円の増額をお願いするものでございます。

この内容でございますけれども、住宅新築資金等貸付事業特別会計におきまして、当初設定をしておりました貸付金の元利収入の確保が見込めない状況であり、公債費に充当する財源が不足するため、一般会計からの繰り出しをお願いするものでございます。

以上、2月補正につきまして説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 防犯対策事業として、今110万の45万円で155万という、これはこれで大体自治会とかいろいろな要望が出ていると思うんですが、そういうのをもう全部今年度分はクリアできるということですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 各自治会のほうから今申請のほうをいただいておりますが、おおむね申請がほぼ出そろいましたので、今回お願いする増額で予算対応が可能だというふうになっております。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） じゃ、もう来年度はまた別個に、また申請来たらそれに対応するというので解釈してよろしいんですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） そのとおりでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 防犯灯がLEDになって明るくなったと、評判のいいところはいいんだけど、樹木の影だとかカーブミラーが丸く写ってしまったりとかというところが見受けられると、これ、行政のほうでそれを一々チェックは当然できないと思うんで、これ関電工さんで入札されて、交換やら何やらみんな一式やっているわけなもので、何か再点検が必要なような気がするんですけども、その辺、もしそういうような話があった場合には、これは予算措置は入札の範疇から外れるのか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今回、設置でリースで委託をしておりますけれども、この設置費の中で対応ということで、今関電工のほうで順次巡回も行っておりますけれども、夜間にならないとわからないというところもありまして、落としもあるかと思いますが、それについては自治会のほうから連絡いただければ、調整をできる範囲でやっていきたいと考えております。

〔発言する者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 契約の中で対応は可能でございます。

○委員長（三浦進吾君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） それで、予測できたような気がするんですね。以前、蛍光灯でついていました、LEDになりました、じゃ、入札するときに図面、例えばどこの柱のどのぐらいの高さとかというのは全部わかっていたはずだと思うんですね。だけど、やってみたらそういうのがあっちこっちにあるという話は、どうも現調がちょっと甘いんじゃないかなという気がするんだけど、こっちは無理といえは無理かもしれないんだけど、その辺はちょっと関電工さんにも要注意が要るかなと思うんで、ちょっと一言そういうことは言っておいてもらったほうがいいような気がするんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今回LEDの器具に交換ということで、基本的には従来の器具があったところに取りつけというふうな形になるんですが、状況によって高さを変えたり、角度を変えたりというふうなことはやっておりますので、また今後もそういったものが出てくれば、また対応はしていきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第9目交通安全防犯対策費及び第3款第1項社会福祉費、第4目地域改善対策費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費について一括して説明を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまです。引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、学校教育課に関係いたします補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の30、31ページをお願いいたします。

一番下段になります。10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費でございますが、001給食センター関係職員費は15万3,000円の増額、003給食センター運営費は538万4,000円の減額、合わせて523万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、001給食センター関係職員費は、先ほど人事課長が説明したとおりでございます。003給食センター運営費でございますが、敷島及び双葉給食センターの給食食材料費の不用見込み額を減額するものでございます。

次に、補正予算説明書の32、33ページをお願いいたします。

2目学校給食費、001学校給食費でございますが、368万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

内容でございますが、竜王地区の各小・中学校の給食食材料費の不用見込み額を減額するものでございます。

次に、10款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費でございますが、001幼稚園関係職員費は18万1,000円の増額、004幼稚園維持運営費は324万円の減額、005幼稚園就園奨励費は2,443万円の減額、合わせて2,748万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、001幼稚園関係職員費は、先ほど人事課長が説明したとおりでございます。

次に、004幼稚園維持運営費でございますが、敷島幼稚園の解体設計委託料の減額でございます。敷島幼稚園の跡地には、当初、社会資本整備総合交付金を活用して松島保育園を移転し、建てかえする予定でございましたが、整備手法を民間事業者が施設を建設し運営していく民設民営方式に転換し、新たに保育所等整備交付金を活用して整備することとなったため、設計委託料は補助対象外となりました。そのため、単独事業として市内部で設計を行うため、委託料を減額するものでございます。

次に、005幼稚園就園奨励費でございますが、就園奨励費の対象でありました私立幼稚園が認定こども園に移行したことに伴い、認定者数が減少したことにより減額するものでございます。

財源内訳の特定財源であります国・県支出金の減額内容でございますが、国庫支出金とし

て社会資本整備総合交付金が162万円の減額、幼稚園就園奨励費補助金が529万3,000円の減額、合わせて691万3,000円の減額となります。

以上で学校教育課に係る補正予算についてご説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 連絡いたします。時間延長をして行いたいと思いますけれども、よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにさせていただきます。

ただいま説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 学校給食の給食センターの運営費、それから学校給食費、食材不用の金額だというんですけれども、結構足すと大きいような気がするんですが、毎年こんな感じでしたでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 昨年度も、この時期に同じような形で補正の減額をお願いしているものでございます。今回につきましては、全体で当初6,914食、1日当たり予定していたものが6,734食ということで、1日当たり180食の減額となりまして、それに伴います減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、かなり減額、食事の量が減っているわけですが、これはどういったのでこんなに減ったんでしょうか。予定より減ったというのは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 年度当初、予算を盛り込みますのが10月1日現在の児童・生徒数の見込みによりまして計上させていただいておりますので、その結果、4月に対しまして、転入、転出等の数の異動がございまして、それに伴います16校分の減額というようになります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この傾向というのは、私も気がつかなかったんですが、数年こんな感じなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） そうですね、毎年この時期に同じようにまた減額補正をお願いしているところがございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費の審査を終了いたします。

次に、第10款教育費、第7項保健体育費について当局の説明を求めます。

望月スポーツ課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 大変ご苦労さまです。

スポーツ振興課、お願いいたします。

補正予算の説明の前に、一言挨拶をさせていただきます。

2月28日に行われました甲斐梅の里クロスカントリー大会につきましては、約2,300人の参加がございまして、関係団体の協力をいただく中で、天候にも恵まれまして、事故もなく無事終了いたしました。議会のほうからも多くの議員さんに出席をいただきました。まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、報告とお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、2月補正予算について説明をいたします。

補正予算説明書の34ページ、35ページをご確認願います。

第10款教育費、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費の補正前の額8,472万2,000円に131万1,000円の増額補正をお願いしまして、補正後の額を8,603万3,000円とするもので

あります。

内容につきましては、001保健体育関係職員費は、人事課の説明があったとおりでございます。続いて、013自治会体育事業育成補助事業ですけれども、各自治会が行う体育事業に対しまして補助金を出しておりますけれども、12月末までに91の自治会から補助金申請がありまして、今後20件程度の申請が見込まれております。予算残額に不足が生じますので、増額の補正をお願いするものであります。

次に、014県外スポーツ大会出場補助事業ですけれども、体育協会加盟の団体が県大会を勝ち抜く等しまして、関東、それから全国の大会に出場する際に補助金を支出しておりますけれども、これにつきましても、12月末時点で10件の補助をしておりますけれども、今後5件ほどの補助が見込まれまして、予算残額に不足が生じますので増額の補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第7項保健体育費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時07分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費、第12款公債費、第1項公債費並びに

第13款諸支出金、第1項基金について一括して説明を求めます。

三井企画財政課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課からお願いいたします補正の歳出につきまして説明いたします。

補正予算説明書につきましては、14ページ、15ページをお願いします。

第2款総務費、1項総務管理費、5目企画費であります。005バス路線維持対策事業123万6,000円につきましては、年間赤字バス路線に対します県補助金要綱の組み替えに伴うものであります。

赤字バス路線に対しましては、県は国庫補助金に協調して事業者に補助金を直接交付する山梨県バス運行対策費補助金交付要綱により対応いたしましたところではありますが、今年度、山交タウンコーチが運行いたします韮崎駅敷島甲府駅線によりまして、同要綱の補助要件を満たさなかったため、いわゆる救済措置でございます山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱を新たに適用いたしまして、市町村を経由して、いわゆる甲斐市を経由いたしまして補助金を交付するものであります。そのため、県から交付される補助金額を歳入歳出に同額を計上するものであります。

ここで財源の県支出金201万6,000円からこの123万6,000円を差し引いた78万円の内容につきましては、廃止代替バスでございます甲府駅清川経由昇仙峡滝上線に対します県補助金でありまして、今回、平成26年10月から平成27年3月までの運行実績に基づきまして交付決定がありましたので、歳入計上するものであります。

なお、昇仙峡滝上線につきましては、平成26年度をもちまして路線を廃止しております。

引き続きまして、007地域公共交通活性化再生総合事業40万円の増額につきましては、昇仙峡滝上線廃止に伴います市民バスの増発の運行経費の増額と、乗車人数減少によります運賃収入の減額に伴います委託費の増額を補正するものでございます。

続きまして、34ページ、35ページをお開きください。

12款公債費、1項公債費、1目残金2億1,348万8,000円の増額につきましては、市債の借り入れ条件等の決定に伴う4,081万8,000円の増額と、平成22年に5年後借りかえ、15年償還で借り入れました市債1本が借り入れから5年が経過したものに伴いまして、借りかえの時期を迎えたため、翌年度以降の残高である1億7,267万円の増額を合計したものでございます。

財源といたしましては、合併特例債借りかえ債によりまして、翌年度以降の残高1億

7,267万円を借り入れる予定でございます。

議案の27ページには、地方債補正の第4表を掲載してございますので、またごらんになっていただけたらと考えます。

2目利子につきましては、借り入れ条件の決定及び利率見直しにより2,998万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金5億364万2,000円につきまして、今回の補正に伴います歳入歳出の差し引き額5億337万7,000円と当初予算時に0.17%で見込んでおりました基金運用利子の利率が0.19%に確定いたしましたことから、これに伴う増額分26万5,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

これによりまして、現在時点におけます財政調整基金の残高につきましては、35億7,182万5,000円と見込まれ、平成26年度末の残高と比較いたしますと、4億7,263万円の増となっております。

次に、2目減債基金費につきましては、基金運用利子の利率確定に伴う増額分、3万5,000円を積み立てるものでございます。

次に、36ページ、37ページをお開きください。

8目公共施設等整備基金費の7万4,000円、9目土地開発基金費の15万2,000円、13目まちづくり振興基金の45万5,000円につきましても、それぞれ基金運用利子の利率確定に伴う増額分を積み立てたものでございます。

以上、歳出につきまして説明いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務管理費、第12款公債費並びに基金費の審査を終了いたします。

以上で歳出の審査を終了いたします。

次に、歳入について審査を行います。

第10款地方交付税から第21款市債まで一括で説明を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） 引き続き、お疲れさまでございます。

それでは、このたびの一般会計補正予算10億1,386万7,000円につきまして、財源となります歳入予算につきまして、各所管からそれぞれ歳出にあわせまして歳入の説明もあつたことと存じますが、私のほうから重複部分もございますでしょうが、一括説明いたします。

予算説明書につきましては、6、7ページをお願いいたします。

初めに、10款地方交付税、1項1目1節地方交付税8億7,743万6,000円でございます。地方交付税のうち普通交付税の本年度交付決定額が49億7,743万6,000円となりましたので、当初予算計上額41億との差額を増額補正するものでございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金800万円の減額につきましては、現年度分保育料の決算見込みに伴います減額となっております。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節行政財産使用料37万8,000円につきまして、竜王保健福祉センター、竜王小学校体育館、敷島南小学校及び敷島中学校の屋根にかかわります太陽光発電装置の施設貸し与え使用料の収入となっております。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金4,149万円につきましては、障害福祉サービス費の決算見込みに伴うものとなりますが、内訳といたしましては、それぞれ補助率が2分の1の障害者自立支援医療費負担金300万円の減額と、障害者自立支援給付費負担金4,449万円の増額となります。2節児童福祉費負担金600万円の減額につきましては、市内保育所事業、広域保育所事業の決算見込みに伴います減額でございます。5節保険基盤安定負担金4,705万8,000円につきましては、保険者支援分として一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す基盤安定負担金9,411万7,157円の2分の1の額を国庫負担金として増額したものでございます。6節生活保護費負担金1億650万円につきましては、生活保護受給世帯の増加によります生活扶助、医療扶助、介護扶助の増加に伴いますものですが、生活保護費の扶助費に計上いたしました1億4,200万円の4分の3を国庫負担金として見込み、増額するものでございます。

8ページ、9ページであります。

次に、国庫負担金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金1,491万9,000円ですが、内訳といたしましては、まずシステム改修事業補助金250万円の増額につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費補助金でございまして、人口1万人以上10万人未満の市町村には250万円が交付されることとなりましたので、総務費の業務系システム運営事業へ充当し、財源更正いたしましたものでございます。

次に、個人番号カード交付事務費補助金1,241万9,000円につきましては、番号法に係る通知カード、個人番号カード関連事業費の額が再算定されたことに伴いまして、全額が補助金として交付されますので、歳出と同額を計上いたしましたものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1億7,560万円でございますが、内訳といたしましては、臨時福祉給付金事業の決算見込みによります減額に伴いまして、全額が補助金として交付されるもので、歳出と同額の1,440万円、事業費1,200万円、事務費240万円でございますが、これを減額するものでございます。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金1億8,000万円、事務費補助金1,000万円につきましては、昨年12月18日の閣議決定されました低所得者の高齢者向けの交付金として平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者に対し、1人3万円を給付いたしますので、対象者を6,000人と見込みまして事業費として1億8,000万円、事務費として1,000万円、合計1億9,000万円を歳出に計上いたしましたが、全額国庫補助金として交付されるため、歳出と同額を計上いたしましたものであります。

次に、2節児童福祉費補助金4,823万3,000円の減額であります。まず、社会資本整備総合交付金4,490万円の減額につきましては、敷島幼稚園跡地に松島保育園を建てかえる予定で社会資本整備総合交付金を活用する予定でしたが、民設民営とすることとなりまして、国庫補助対象とならないことから減額するものであります。

次に、地域子ども・子育て支援事業交付金333万3,000円の減額につきましては、特別保育事業におきまして、一時預かり事業補助金の決算見込みに伴い、国庫補助分の3分の1を減額するものであります。

次に、9目教育費国庫負担金、3節幼稚園費補助金391万3,000円の減額ですが、まず、幼稚園就園奨励費補助金529万3,000円の減額は、幼稚園就園奨励費認定額の確定見込みによります減額であります。

次に、社会資本整備総合補助金162万円の減額につきましては、敷島幼稚園解体設計に社会資本整備総合交付金を活用する予定でありましたが、跡地に建てかえ予定の保育園につき

ましては民設民営とするため、国庫補助対象とならないため減額するものであります。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金2,074万5,000円につきましては、国庫負担金と同様に障害福祉サービス費の決算見込みに伴うものとなりますが、内訳といたしましては、それぞれ補助率が4分の1の障害者自立支援医療費負担金150万円の減額と、障害者自立給付費負担金2,224万5,000円の増額となります。2節児童福祉費負担金300万円の減額につきましては、先ほどの国庫負担金と同様、市内保育所事業、広域保育所事業の決算見込みに伴い減額するものであります。

次に、保険基盤安定負担金2,755万4,000円につきましては、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す基盤安定負担金の保険者支援分9,411万7,157円の県負担分4分の1と、保険税軽減分331万6,070円の県負担分4分の3を増額するものであります。

次に、総務費県補助金、2節企画費補助金201万6,000円でございますが、まず、山梨県市町村自主運営バス補助金の78万円につきましては、平成26年10月から27年3月までの運行実績に基づく廃止代替バス甲府駅清川経由昇仙峡滝上線に対する県補助金となります。

次に、山梨県生活バス路線維持費補助金123万6,000円につきましては、山梨タウンコーチが運行する韮崎駅敷島甲府駅線に対する補助金となります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金1,050万円の減額につきましては、重度心身障害者医療費助成金の決算見込みに伴い、県補助金分2分の1を減額するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金でございます。地域子ども・子育て支援事業交付金333万3,000円の減額につきましては、国庫補助金と同様、特別保育事業における一時預かり事業補助金の決算見込みに伴い、県補助分3分の1を減額するものであります。

引き続きまして、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金145万8,000円の減額でございますが、まず、雪害緊急対策事業費補助金の5万4,000円につきましては、平成26年2月の雪害による被害者が農業施設復旧自然対策資金を活用した場合の利子補給の2分の1を県補助金として計上するものでございます。

次に、日本型直接支払事業交付金151万2,000円の減額でございますが、中山間地域等直接支払交付金につきまして、19集落のうち15集落が10割交付から8割交付に計画を移行したことにより減額であります。

次に、3項委託金、1目総務費委託金、2節選挙費委託金69万4,000円の減額につきましては、県議会議員選挙の執行に伴う選挙経費の不用額の減額であります。

次に、16款財産収入でございます。1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金128万8,000円につきましては、説明欄でございますよう各種基金運用利子の運用額の増加に伴う補正であります。当初運用利率を0.17%に見込んでおりましたが、0.19%で運用できたことにより増額となっております。

12、13ページをお願いいたします。

18款繰入金でございます。1項基金繰入金、12目1節地域振興基金繰入金379万1,000円につきましては、平成26年度の3月補正以降の精算未処理金について、今回補正により積み立てました額を子ども医療費助成事業に充てるため、地域振興基金から繰り入れるものがあります。

次に、20款諸収入、2項1目1節市預金利子165万円につきましては、市普通預金等の最低現金分の利子について、当初0.17%で見込んでおりましたが、0.19%の運用ということで増額するものであります。

次に、5項雑入、1目雑入、9節教育費雑入906万8,000円の減額につきましては、小・中学校給食費の決算見込みに伴います歳出においては、給食賄い材料費を891万5,000円減額することに伴い、歳入において減額するものであります。

次に、3目過年度収入、1節社会福祉費負担金過年度収入1,797万1,000円につきましては、平成26年度分の障害者自立支援給付費、生活保護費の国庫負担金の不足額が交付されるものであります。

次に、21款市債でございます。1項市債、1目総務債、2節臨時財政対策債につきましては、当初予算では11億円を計上し、平成27年度の発行可能額につきましては、12億9,545万8,000円としておりましたが、本年度発行額を7億円に抑制いたしまして、4億円を減額するものでございます。

議案27ページには、地方債補正第4表を掲載してございます。また参考にしていただければと思います。

次に、12目1節合併特例債につきましては、平成22年度に5年の借りかえ、15年償還で借り入れた合併特例債、これは竜王北部公民館事業に充当したものでありますが、これにつきまして、借り入れから5年が経過し、借りかえの時期を迎えたため、翌年度以降の残額でございまして1億7,267万円を借り入れるものでございます。

50ページをお願いします。

50ページ、この調書は、地方債の現在高の見込みに関します調書でありまして、今回の

補正によりまして、平成27年度末残高は右下にございますとおり263億7,172万3,000円となる見込みであります。

以上、歳入について説明をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 地方交付税の関係でお聞きしますが、8億7,700万円ほどふえているということですが、ふえることはいいことですが、随分大幅な増額になるわけですが、見込みに対して何か特別利用というんですかね、中身の計算法が変わったとか、そういうことでこれだけふえたのか、それとも、あらかじめ予定はされたけれども、その差額は留保財源としてとっておこうということで予算計上を少な目にしてあったのか、その辺はどういうことでこうなったのかお尋ねいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） おっしゃるとおりでございます。何分、当初予算で交付税の見込みを押さえてございました。と申しますのが、以前から合併当時から交付税の1本算定になるとおおむね14億ほど減るということで、翌年度になると12億というような数字になってきて、激減の緩和ということで、国のほうも施策として交付税の激減を少なくするというところでいろいろ見ていただいております。そんなことで、予想よりも交付税の決定額がふえてくると。

これからもう一つうれしい条件ではありますが、国勢調査がございまして、全国で千七百数十の市町村のうち303しか人口の増加がなかったということでありますので、その1市に私どもの甲斐市が入っているということで、非常に交付税もある程度見込めるんじゃないかということで、財政サイドでは考えております。

でありますので、当初予算を見ていただいてもわかるんですが、若干、決算見込みを参考

にさせていただいて、交付税の伸びを1億ほどですけれども、見させていただいたという状況でございます。よろしくお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 来年度というか、次の予算の説明までしていただきまして、なぜふえているのかということの理由もわかったと思います。今回、特別交付税のほうは補正がありませんでしたけれども、こちらのほうは見込みに対してどんなぐあいになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） 特交の確定が3月中旬ぐらいになろうかと思っておりますので、今回は補正のほうには入れさせていただきませんでした。特交自体の考え方が、言えば災害に非常に重く置くというのが1点と、あと1点が各自治体の独自の事業、これに対する比重が多いというふうに聞いております。

そうは申しましても、特交の性格上、決まったもので数値で換算されるものではありませんから、昨年並みには入るんだろうかなというふうに期待をしているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款地方交付税から第21款市債までの審査を終了いたします。

以上で平成27年度一般会計補正予算（第7号）の審査を終了いたします。

これより議案第7号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について順次討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
なお、委員長報告につきましてはご一任をお願いいたします。  
ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 零時 35分

再開 午後 零時 36分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第12号 平成27年甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

お諮りします。この補正予算につきましては、歳入歳出を一括説明、質疑でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） では、そのようにさせていただきます。

それでは、当局より説明を求めます。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 引き続きお疲れさまでございます。

市民活動支援課より住宅新築資金等貸付事業特別会計の2月補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の134ページ、135ページをお願いいたします。

まず、歳入の説明でございます。

第1款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましては、存置費目としまして当初予算1,000円を計上いたしましたが、貸付金の元利収入が設定どおりの確保が見込めないことから、この財源補填ということで一般会計から14万1,000円の繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、第2款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金として17万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、第3款諸収入、第1項貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金と宅地取得資金と合わせまして当初予算92万5,000円を予算計上しておりましたが、償還の滞りによりま

して31万4,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、次のページ、136ページ、137ページをお願いいたします。

歳出についての説明をいたします。

第1款事務費、第1項事務費、それから第2款公債費、第1項公債費のいずれにつきましても、財源の更正でございます。貸付金元利収入の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金及び前年度からの繰越金を充当するものでございます。

以上、2月補正について説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） ことしは91万ですか、償還しなければならないという予定でしたけれども、その分だけ入ってこないということのようですが、これはいつまででしたか、何年で県のほうの償還は終わるといえることでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 県への償還金が終わるのが平成35年度になっております。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 35年というはまだ随分ありますけれども、もう返す方というか対象者はわずかな人になっていると思いますけれども、問題は、今までの返す分が結局、市のほうで立てかえてというか、肩がわりして県へ返している額がこの前のときに約1億円あるということで、この償還の制度が終わってしまうと、その債務が全て市のほうのいわゆる債権という形になるわけですね。

いずれどこかでこの幕を引かなければなりませんし、特会の中でできるだけ、この前、抵

当権が設定してあると、こういうお話でしたけれども、どこかで換価というか、それを処理して競売とかやって回収できるものならできし、それでできないものは損金処分みたいな形で精算をしなければならないと思うんですけれども、当局ではどんなようなお考えで幕引きというか、それを年度的にいつごろにはこうしたいといのは、もしお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 議員さんのおっしゃいますように、現時点でも1億3,000万何がしの滞っている金額があるということは事実でございますので、今後も引き続きまして滞納というか連絡をできるだけとりまして、償還金を回収するように努力をしていきたいと思っております。また、償還期限が切れるところにつきましては、また今後ちょっと検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより議案第12号 平成27年甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について順次討論、採決を行います。

本案に対する討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これより本案に対する採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時 4 4 分

再開 午後 零時 4 5 分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

次に、その他に入ります。

総務課より報告がございますので、当局の説明を求めます。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変お疲れさまでございます。また、貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。

総務課から、実は2月25日の山日新聞に掲載をされました日本ロジテック協同組合との契約につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1番に経緯でございます。

国の電力事業制度改革であります電力の自由化に伴いまして、平成12年3月から電力の購入先を自由に選べるようになりました。制度のスタート時は特別高圧を対象に、その後、平成16年4月には契約電力500キロワット以上、また、平成17年4月からは契約電力50キロワット以上の高圧利用者まで自由化対象範囲が段階的に拡大されました。

従来から官公庁は独占企業でありました東電などの電力会社と契約をしておりましたが、全国的にも官公庁における新電力への移行が進んでおり、本市におきましても、契約電力50キロワット以上の高圧施設につきまして、東京電力から新たに電気事業に参入いたしました特定規模電気事業者、PPSと呼びますが、であります日本ロジテック協同組合、この組合につきましては、新電力シェア第5位ということになっております、と次のとおり契約をしたところでございます。

2番目の業者の決定及び契約でございます。

まず、競争見積もりで行いました。平成25年9月13日に行ったところでございます。

また、競争見積もりは、甲斐市公共施設電力供給事業でございます。

見積もり対象施設につきましては、契約電力50キロワット以上の高圧電力50施設、これにつきましては、庁舎とか小・中学校などでございます。

競争見積もりの結果、3者の結果1者が辞退をいたしまして、2者で実施をいたしました。

その中で日本ロジテック協同組合に決定をしたところでございます。

見積もり金額につきましては、2億2,344万1,333円、これは税込みの見積もり金額でございます。

契約締結日につきましては、平成25年11月1日、電力需給の契約を締結したところでございます。

契約期間につきましては、平成25年12月1日から平成26年11月30日ということで、供給開始日から1年間。なお、契約期間満了の一月前までに両者の一方から相手方に対しまして契約を終了させる旨の書面による申し出がない限り、同一の条件で1年継続するという契約条項でございます。

その他というところでございますが、当時、建てかえ工事を行っていた竜王東保育園につきましては、その完成後、随意契約を締結いたしまして、平成26年8月からこの日本ロジテックとの関係での供給が始まったところでございます。

そういたしますと、現在、甲斐市では51施設をこの日本ロジテックと契約を締結しております。甲斐市の全公共施設は241施設でございます。そのうちロジテックが51施設、東京電力が190施設という形になっております。また、この日本ロジテックとは、全国の自治体が公共施設を契約を行っているところでございます。全国の自治体の中で約5,800施設をこの日本ロジテックと契約をしているというように言われております。

3番目の東京電力との電気料金の比較でございます。いわゆる従来の東京電力と、また乗りかえました日本ロジテック協同組合との比較でございます。平成26年1月から12月、また平成27年1月から12月ということで、2カ年間で比較を行ったところでございます。そういたしますと、削減額、右側の欄でございますが、2カ年間で約3,000万という金額が削減できたところでございます。

このまま日本ロジテックも経営が安定していればよかったところでございますが、4番目の現在の状況というところでございます。現在のところ、日本ロジテック協同組合からは文書等の通知はありませんが、新聞等の報道によりますと、同組合が経済産業省への登録申請を取り下げたこと、また、同組合は東京電力に対して、4月からの送電線の契約廃止を申し入れたことによりまして、3月末で販売から撤退する見込みであります。

同組合が撤退をいたしましても、東京電力がかわりに供給するため、電気がとまることはありませんが、東京電力を含めましたPPS業者と契約を切りかえる必要がありますというところであります。

最後の今後の対応でございますが、現在、同組合を契約しております高圧電力51施設につきましては、低額で安定した電力供給を行える事業者を早急に選定いたしまして、契約を行う考えであります。

そのような形の中で、現在、入札等の条件等につきまして、こちらのほうで考えたものを今まとめている状況でございます。

以上、経過報告にさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいまご説明がございました。当局も大変だと思いますけれども、委員の皆さんから何かご意見、もし聞きたいことがあればお聞きしたいと思っておりますけれども。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、電力のほうは東電があれするのでとまることはないけれども、新しい契約を考えているというお話ですが、ということは、ほかにロジテック以外にこうした安い電力を供給するところもあるということによろしいですか。そういうところも含めて考えていただいているということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 現在考えておりますのは、入札を考えております。その中で、一応全国的に大手10社ほどということを考えております。その中で見積もり入札した結果、結果的にロジテックより安くなればいいんですけども、それがちょっとわからないところでございます。一応、10社ほど今考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、そのロジテックさんのほうからの説明は文書も通知もないということなんですけれども、これに関しては今後やっぱり要求していくということですよ、どうしてかみたいなことは。そのままになってしまう可能性もあるんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほど若干説明いたしましたけれども、全国の自治体の中でも5,800施設がロジテックと契約しているというところでございます。甲斐市はロジテックから電気を買っていますが、一方、ロジテックに電気を売っている自治体があります。いわゆる

る下水道関係とか、そういう発電した電気を売っているところがあります。そういうところが売った電気料が2億、3億とか、大きいところは4億とか、いわゆる未納になっているという自治体がございます。そういうちょっと大変な状況になっております。

また、現在、文書等は来ておらない状況でありますけれども、早急にロジテックのほうに請求するというか、多分、絶対来るはずになっておりますので、今そんな状況を待っている状況でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

それでは委員の質疑は終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） どうもすみませんでした。契約期間が本当は26年11月、それを終了とか申し入れがない限り1年契約ということで、現実的には27年11月30日までで、そこからの再契約みたいな話は、現在そういう状態にいつているということは、その時点で何かそういう、というのは、早い時点でこれを手当てを打っている自治体もあるんだよね。それを、これ契約の条件やなんか見てみると、何かいつの時点でもう一回再契約したとかという文面がうたっていないんだけど、その辺はどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 日本ロジテックに関しましては、経済産業省の資源エネルギーというところがございます、そちらのほうで再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金を実は期限内に支払われなかったということが発表されました。これは今年の5月のことでございました。

それを受けて、実は県内の自治体の中でも切りかえたところは1つございます。ただ、一応甲斐市のほうでは、その件につきまして確認をしたところ、翌月には支払われたということの中で大丈夫かなという判断をいたしまして、現状に至っております。

そして、特別の契約の申し出のない限り、引き続き1年を継続するということになっておりますので、平成27年11月30日で切れて、またその後、引き続きという形にはなっております、現状。ただ、ロジテックのほうで3月末でいわゆる電気のことから撤退するということとなりますと、一応、この4月からは新しい契約先を見つけなければならないということ

ろでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 契約の内容の中に、そういうふうなわざと、あえて期限を切っているのに、1年過ぎたけれども、判断は判断でいいからしようがないということなのかもしれないけれども、手続的には何もしないで、例えば契約の内容とかいう、条件とかそういったものは見直しも何もしないで延長したということですか。随契ということですか、それとも。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 一応、契約につきましては、自動更新という形になっております。特段の申し入れがない限りということの中で、まことに申しわけないですけども、甲斐市のほうでもロジテックに対しまして、契約をこういう理由だから契約を解除するということは申し述べてなかったもので、平成27年12月1日からまた新たな契約になっているという状況でございます。

当然、中には自治体によっては毎年毎年見直しをしているところ、また3年に1回見直しをするというところがございますが、甲斐市は当時の契約の中では、そういう形の中で特段の申し出がない限りは自動更新ということを選択してきたところであります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今の続きみたいになるんですけども、契約書の中に双方が申し出がなければ1年延長するということですが、そのロジテックの場合は、わずかもう今から来ても1カ月もなくで終わりになるということですが、そういう場合の違約金とか、例えば市が、逆に言えば続いているのに3月で終わりだよというようなことを急に言った場合に、違約金をとられるとか何かそういう条項があると思うんですよ。それは、その辺はどうなっているんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 現在、契約条項的なものを内容を確認している状況でございます。全国的に多くの自治体がこういうことの中では困惑している状況でございます。私どもといたしまして、その契約条項に違反する中であれば、当然違約金の請求とか、そういう形の中

で法的な措置みたいなものも検討していかなければならないのかと思います。

ただ、あくまでもそのロジテックが今回電気をやめるということで、どういう形での、ただ取り下げたのか、それとも事業分野を縮小かけたのか、また当然債権とか債務がございませうから、それをどういう形で処理していくのか、それがまだ全然わからない状況ですので、そういうことがもし通知とか来た場合は、そういうのを確認する中ではできるだけの手だては講じていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 急にこういうことに出てしまって困惑しているというのは実際だと思いますけれども、そうした条項をよく精査していただいて、また甲斐市だけじゃないわけですから、よそのこういうところとか連携をとりながら、不利益というか大きな迷惑をこうむっているわけですから、十分横の連携もとって対応していただきたいと思います。これは要望でいいです。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の米山議員と関連するかもしれませんが、今総じてこの件に関しまして、甲斐市が当面、現時点では不利益をこうむるようなことはないということはどうな考えですかね、その辺については。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 契約は1年間ということの中で、27年12月1日から28年11月30日までの契約、何もなければ契約は遂行されたところでございますが、3月多分末をもって撤退をいたすということでありますと、4月からの契約先がもしロジテックより安いところが見つかれば、甲斐市としてはメリットがあったんですけれども、もし仮にロジテックより高いところがあったとなれば、いわゆるその間につきましては、甲斐市としては不利益というか、若干損をするということになるのかなというふうに思います。

ただ、いずれにいたしましても、電気は供給されることは間違いありませんが、どんな形での契約方法を持っていくのか、また業者になるのか、それにつきまして、今早急に情報収集しながら詰めているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の電気料が新たに契約する業者がロジテックよりも上がるということになると、一般的に言えば不利益につながるのか、それはやむを得ない状況なのかというようなことになると思うんですけれども、今後、改めて損害に関する訴訟問題とかそういうようなことは、今後のそういう推移を見ながら対応していくということになるということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 新聞紙上によりますと、高知県なんかではロジテックに電気を売っています。何億というお金が入っていますので、そういうことの中で提訴するというような情報は入っております。

甲斐市は買う側の市でありますけれども、どのような形でその法的なものが対応できるのかどうなのか、そういうこともまだまだいろいろと調べたりとか、また弁護士の先生とかに相談したりとか、そういう形になってこようかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、こちらに非がなくてロジテックのほうの経営手腕というものが今回の破綻を来した影響だと思っておりますので、原因だと思っておりますので、その辺はできることは市としても対応していきたいなど、いわゆる相手方に対して請求等はしていきたいなどというように思っております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時01分